

## 東京都沿岸漁業改善資金事務処理要綱

	5 4 労経農水第 1 3 5 2 号
	昭和 5 4 年 1 2 月 7 日
改正	5 5 労経農水第 1 0 7 0 号
	昭和 5 5 年 1 1 月 5 日
改正	5 9 労経農水第 1 4 5 7 号
	昭和 6 0 年 4 月 1 日
改正	6 0 労経農水第 5 3 0 号
	昭和 6 0 年 1 1 月 2 0 日
改正	6 1 労経農水第 8 5 0 号
	昭和 6 2 年 4 月 1 日
改正	6 2 労経農水第 8 8 5 号
	昭和 6 3 年 4 月 1 日
改正	6 3 労経農水第 8 9 9 号
	平成 元年 4 月 1 日
改正	元 労経農水第 7 8 1 号
	平成 2 年 2 月 2 3 日
改正	2 労経農水第 3 4 7 号
	平成 2 年 8 月 2 1 日
改正	3 労経農水第 2 0 9 号
	平成 3 年 7 月 2 5 日
改正	4 労経農水第 4 9 5 号
	平成 4 年 1 0 月 1 日
改正	4 労経農水第 6 7 6 号
	平成 4 年 1 2 月 2 1 日
改正	6 労経農水第 9 7 2 号
	平成 7 年 3 月 1 7 日
改正	8 労経農水第 7 3 9 号
	平成 8 年 1 0 月 3 1 日
改正	1 0 労経農水第 1 3 7 2 号
	平成 1 1 年 3 月 2 6 日
改正	1 6 産労農調第 1 1 2 5 号
	平成 1 7 年 3 月 3 0 日
改正	1 7 産労農調第 1 2 6 6 号
	平成 1 8 年 3 月 1 7 日
改正	1 8 産労農調第 5 9 4 号
	平成 1 8 年 8 月 2 5 日
改正	1 9 産労農調第 1 2 8 8 号
	平成 2 0 年 4 月 9 日
改正	2 0 産労農調第 5 4 2 号
	平成 2 0 年 8 月 2 9 日
改正	2 0 産労農調第 9 6 9 号
	平成 2 1 年 2 月 6 日
改正	2 3 産労農調第 4 9 5 号
	平成 2 4 年 3 月 2 7 日
改正	2 産労農調第 1 1 6 3 号
	令和 3 年 3 月 1 5 日

- 改正 3産労農調第328号  
令和3年6月21日
- 改正 3産労農調第993号  
令和4年2月10日
- 改正 4産労農調第617号  
令和4年10月14日
- 改正 4産労農調第873号  
令和5年1月18日

(趣旨)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付に関しては、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年東京都規則第145号。以下「規則」という。）、東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則（昭和55年東京都規則第13号。以下「委託に関する規則」という。）、東京都沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年12月7日付54労経農水第1353号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(経営等改善資金の貸付の内容)

第2条 経営等改善資金の貸付の内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる 費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 自動操だ装置	1. 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。		機器等の購入費用及び工事費（当該機器設置について船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号の定期検査、同項第2号の中間検査、同項第3号の臨時検査又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受ける場合にあつては、当該検査手数料（当該機器等の設置に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）
	2. 電子制御方式を備えること。		
2. 遠隔操縦装置	1. 推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。		
	2. 制御装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。		
3. サイドスラスト	1. 電動装置又は油圧装置によって駆動すること。		

	2. 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。		
4. レーダー	1. 物標を3階調以上で表示するものであること。 (ただし、低輝度表示方式のものを除く。) 2. 電波法(昭和25年法律第131号)第4条による免許を受けたものであること。		
5. 自動航跡記録装置	「漁業新技術開発事業の形式認定事業における基準適合型式名の通知について」(昭和58年11月21日付58水海第3585号水産庁長官通達)(以下「適合型式名の通知について」という。)に基づく、漁ろう情報プロッタ装置形式基準に適合すること。		
6. GPS受信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。		

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 動力式つり機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。		機器等の購入費用及び工事費。 漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれない。
2. ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。		

3. ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。
4. 巻取りウインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。
5. 放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。
6. 漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。
7. 漁獲物等処理装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。</li> <li>2. 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。</li> </ol>
8. 海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。
9. 海水殺菌装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと</li> <li>2. 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。</li> </ol>
10. 漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合する

	こと。	
11. カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。	
12. 潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。	

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 補機関	1. 冷態始動が可能であること。	<p>補機関には動力取出装置付き推進機関を含む。</p> <p>なお、この場合においては、左に掲げる基準に代え、</p> <p>1. 歯車減速機付きディーゼル機関であること。</p> <p>2. 動力取出装置には強固な外部軸受装置及びクラッチを備えることとする。</p>	機器等の購入費用及び工事費
	2. 調整装置は、75パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数105パーセント以内に制御できること。		
2. 油圧装置	1. 常用圧力の1.5倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。		
	2. 油圧ポンプは、ディーゼル機関又は電動機により駆動され振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。		

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

機 器 等	基 準	備 考
1. 漁船用環境高度対応機関	<p>1. 機関の本体が「適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準（以下「環境対応機関型式認定基準」という。）に適合すること。</p> <p>ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準（以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。）、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>2. 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。</p> <p>3. 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和48年12月17日付け48水漁第4360号水産庁長官通達）に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。</p>	機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品（機関の本体が機能するに必要な付属機器等とする。）を含む。
2. 定速装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準（以下「推進軸動力利用装置型式認定基準」という。）に適合すること。	
3. 発光ダイオード式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。	

(5)新養殖技術導入資金

貸付対象となる養殖技術		貸付対象となる費用の範囲
養殖技術の種類	基 準	
1. 別表に掲げる種類の水産動植物の養殖技術	<p>(1) 当該水域において当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。</p> <p>(2) 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的效果及び波及的效果を及ぼすものであること。</p> <p>(3) 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかであるもの。</p>	

	(4) 当該技術の導入について、既に現地適応のための実証試験が行われたものであること。
2. 沖合養殖技術	
3. 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術	
4. 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術	
5. 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術	
6. 養魚用水の循環利用による養殖技術	
7. 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術	
8. 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術	

(6) 資源管理型漁業推進資金

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	
1. 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等	1. 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結されていること。 (1) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第12条の2第1項の認定を受けた資源管理協定 (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）第15条の2第1項の認可を受けた資源管理規程 (3) (1)または(2)に準ずる取決め又は資源管理型漁業推進総合対策実施要領（平成3年4月11日付3水振第1713号農林水産事務次官通達）に規定する資源管理計画であって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画等」という。）であること。 ① 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類 ② 水産資源の管理の方法 ③ 資源管理計画等の有効期間 ④ 資源管理計画等に違反した場合の措置 ⑤ その他必要な事項	機器等の購入又は設置費用
2. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等		
3. 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設		

	<p>2. 当該取決めにに基づき、資源管理措置を実施するとともに、これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行うものであること。</p> <p>3. 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及効果を有するものであること。</p> <p>4. 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。</p>	
--	---	--

(7) 環境対応型養殖業推進資金

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	
<p>1. 養殖漁業環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</p>	<p>1. 養殖環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的として次に掲げる事項を定めた取組（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）が締結されていること。</p> <p>(1) 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種</p> <p>(2) 漁場環境適正化管理の方法</p> <p>(3) 漁場環境適正化管理協定の有効期間</p> <p>(4) 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2. 漁場環境適正化管理協定に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網汚剤の使用を適正化するものであること。</p> <p>3. 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。</p> <p>4. 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。</p>	<p>機器等の購入又は設置費用</p>
<p>2. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置</p>		
<p>3. 1.又は2.に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等</p>		

(8) 乗組員安全機器等設置資金

貸付対象となる機器等	貸付対象となる
------------	---------

			費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 転落防止用手すり	1. 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置	ブルワークを含まない。	機器等の購入費用及び工事費
	2. 室内に設けるストームレールの設置		
2. 安全カバー装置	1. 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい。		
	2. 駆動装置（操だ用を含む。）の運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい。		
3. 揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。		

(9) 救命消防設備購入資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 救命胴衣	船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。		設備の購入費用のみ
2. 消火器	上に同じ		
3. イーパブ	上に同じ		
4. レーダートランスポンダ	上に同じ		
5. 小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁装置船に搭載された無線		

	機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。	
--	-----------------------------	--

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 漁獲物の横移動防止装置	1. 小型漁船安全規則（昭和49年農林運輸省令第1号）第8条の規定により、又は同規定を準用して、船の幅の2分の1を超える幅の漁そうに設置する漁獲物の横移動防止装置		機器等の購入費用及び工事費
	2. 1以外で船の幅2分の1を超えない幅の魚そうであっても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの。		
	3. 漁獲物を魚そうに收容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め		
2. 甲板下の魚そう	1. 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。		
	2. 甲板上で常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設置する改造に限る。		

(11) 漁船衝突防止機器等購入資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. レーダー反射器	有効反射面積10平方メートル以上であること。		機器等の購入費用及び工事費

2. 無線電話	1ワット以上5ワット以下無線電話送受信装置	船舶局に限り、持運び式は含まない。
---------	-----------------------	-------------------

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
1. 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも2海里離れた所から視認できる灯火であること。		機器等の購入費用のみ
2. レーダー反射器付きブイ	有効反射面積2平方メートル以上のものであること。		

(13) 特認資金

貸付対象となる機器等			貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	備考	
自動無線方位測定機	農林水産大臣との協議内容と同様とすること。		機器等の購入費用及び工事費

(生活改善資金の貸付の内容)

第3条 生活改善資金の貸付の内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 生活合理化設備資金

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
名称	基準	
1. し尿浄化装置	し尿浄化装置は、し尿を長時間ばつ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばつ気槽内の汚水をかくはんし、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものであること。	設置に必要な資材の購入費用

2. 改良便そう	改良便そうは、くみ取り式の便そうで、貯りゆう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。
3. 自家用給排水施設	自家用給排水施設には、動力ポンプは含まない。

(2) 住居利用方式改善資金

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
区分	内容	
1. 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの	居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な既存家屋内部の改造費用
2. 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事室等）に関連するもの	
3. 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの	
4. 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの	

(3) 婦人・高齢者活動資金

ア 婦人・高齢者活動資金の貸付内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
区分	内容	
水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動	<p>漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であって、次の条件を満たしているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の特性を生かした自主的な活動であること。</li> <li>2. 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。</li> </ol>	機器等の設備費用及び当該機器等を使用して行う当該生産活動に要する費用（ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用を除く。）

イ 生産活動の具体的事例

漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生産活動を例示すると次のとおりである。

- (ア) 10トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動  
例：釣り、はえなわ、刺網、採貝草等
- (イ) 水産動植物の養殖  
小割いけす、その他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動  
例：まだい、わかめ、ひおうぎ等
- (ウ) 水産動植物の加工  
当該水域において生産される水産動植物の加工活動  
例：干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等

(青年漁業者等養成確保資金の貸付けの内容)

第4条 青年漁業者等養成確保資金の貸付けの内容は、その種目ごとに次のとおりとする。

(1) 研修教育資金

ア 研修教育資金の貸付の内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる機器等		貸付対象となる 費用の範囲
区分	基準	
1. 国内研修	原則として5日を超える期間の国内研修であって、水産関係機関の研修コースを受講する研修であること若しくは知事が推せんする沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技師、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。	旅費、教材費、授業料、視察費等
2. 国外研修	原則として30日を超える期間の研修であって、次のAからMまでに定める外国の教育、研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受ける研修とする。 Aアイスランド Bアメリカ Cイギリス Dイタリア Eオーストラリア Fカナダ Gタイ H中国 Iデンマーク Jニュージーランド Kノルウェー Lフィリピン Mロシア その他知事が水産庁長官と協議して定める国	

イ 借受者は、研修終了後、速やかに研修終了報告書（別記第1号様式）を貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

(2) 高度経営技術習得資金

ア 高度経営技術習得資金の貸付けの内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる機器等	貸付対象となる
------------	---------

区分	基準	費用の範囲
パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置及び関連機器	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。</li> <li>2. 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。</li> <li>3. 情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。</li> <li>4. 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。</li> </ol>	機器等の購入費等

(3) 漁業経営開始資金

ア 漁業経営開始資金の貸付けの内容は、次のとおりとする。

貸付対象となる機器等		貸付対象となる費用の範囲
区分	基準	
1. 漁船の建造、取得又は改造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。 (1) 漁業外からの新規参入者その他沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経</li> </ol>	漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費。た
2. 機器又は施設		

<p>3. 漁具・種苗又は餌料</p>	<p>営</p> <p>(2) 沿岸漁業経営の継承者が開始する経営</p> <p>(3) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するために新たに開始する一つの区分された沿岸漁業部門の経営</p> <p>2. 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。</p> <p>3. 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。</p> <p>4. 1.の(1)及び(2)の経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められていること。</p>	<p>だし、土地の購入費用及び次に掲げる経営に該当する場合における漁船の建造及び取得費用は対象外</p> <p>(ア) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営であつて、漁船を承継するもの</p> <p>(イ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営</p>
---------------------	--	--

イ この資金を借り受けることができる者は、青年漁業者又はその組織する団体であつて、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- ① 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。
- ② 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

ウ この資金をもって開始する部門経営の形態には、次のような事例を含む。

- ① 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その一部門を自らが責任をもって担うとき。
- ② 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。
- ③ 父親等が養殖の事業を営んでいる場合に、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

エ この資金の貸付けは、原則として経営開始の初年度に行うものとするが、単年度における過剰投資の防止、期間の効率的利用等の観点から、年次計画により資本装備の導入を行うことも可能とし、この場合においては3年以内に行うこととする。

オ この資金の借受者は、経営の収支を明らかにする経営収支簿（別記第2号様式）程度の帳簿を備えつけ、帳簿の継続記帳を励行しなければならない。また、青年漁業者の組織する団体にあつては、現金及び預貯金の収支状況の継続記帳並びに売掛帳及び買掛帳についても整備保管しなければならない。

(貸付計画)

第5条 調整課は経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金（以下「資金区分」という。）のそれぞれについて、支庁、東京都島しょ農林水産総合センター等の協力を得て、普及指導上の資料に基づき町村、漁業協同組合等の意向を参しゃくし、翌年度における資金種目ごとの貸付予定計画を毎年作成したうえ、都の貸付計画を設定するものとする。

2 調整課は、都の貸付決定について、農林水産大臣の承認を得たうえ、資金区分の貸付目標額を支庁に示すことができる。

3 支庁は、東京都島しょ農林水産総合センター等、町村、漁業協同組合等と連絡を密にし、貸付目標額の達成に努力し、漁業協同組合等の指導を行うとともに、資金の適正運営について趣旨の普及を図るものとする。

(連帯保証人又は担保)

第6条 都から直接資金の貸付けを受けようとする者が立てなければならない連帯保証人の数又は担

保要件は別に定める。

(貸付資格の認定等の申請手続)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者は、認定申請書（規則別記第一号様式。事業計画（規則別記第二号様式）を含む。以下同じ。）に貸付申請書（規則別記第三号様式）又は融資機関から貸付けを受けることを希望する者は借入申込書（規則別記第四号様式）の写し及び添付書類を添え、東日本信用漁業協同組合連合会又はその者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下、「事務委託機関等」という。）を経由して知事に提出しなければならない。ただし、規則第6条第4項の規定の適用を受けるものにあつては、支庁又は知事に直接提出するものとする。

2 認定申請書、貸付申請書及び借入申込書の記入方法は以下のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名は住民票記載のものを記入する。
- (2) 団体の場合は、団体名と代表者の職氏名を併せ記入するものとする。
- (3) 規則第11条の償還金の均等年賦支払の算出方法は、第20条第2項を準用する。
- (4) 申請に係る事業費はカタログ等記載の定価をそのまま転記することなく、品目を列記した見積書を徴し、確定した事業費を記入するものとする。

3 認定申請書には、規則第6条第1項に定める書類のほか、次のものを添付するものとする。

- (1) 申請者が兼業として釣宿の経営等を行っている場合にあつては、沿岸漁業と遊漁船業等沿岸漁業以外の事業とを区分した収支状況や稼働日数等の沿岸漁業に従事する借受者としての適格性を判断するための資料
- (2) 申請者が団体の場合は、団体の概要書（別記第3号様式）
- (3) 申請者が法人の場合は、登記簿謄本、事業報告書
- (4) 申請者が法人格のない団体にあつては、規約、役員名簿
- (5) 申請に係る機器等のカタログ（又は図面）及び品目を列記した見積書又は事業費算出の基礎となる書類
- (6) 申請者の財務状況が分かる収支決算書類等（原則直近3箇年分）

(関係機関の認定申請書等に関する事務処理)

第8条 事務委託機関等は規則第6条第2項の認定申請書等の送付に当たっては、記載事項及び添付書類（カタログ、見積書、収支決算書類等）等を確認し、申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて債権保全上、支障がなく償還が適正に行われ得ると判断したものにつき受理年月日を記載のうえ申請者の住所地をその所管区域に含む、支庁長に送付するものとする。

2 支庁長は、認定申請書等を受理した場合には、資金区分ごとに、貸付事業の的確な事務処理を図るため、認定申請書等の審査を、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 認定申請書等に記載された事業量、対象機器等、事業費等の審査
- (2) 認定申請書等に記載された内容が、法令、通達等に適合しているかどうかの審査

(注) (1)の留意事項

- ・ 申請者が、当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて、必要かつ可能であるかどうか。
- ・ 当該資金の導入後の事業運営が、適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか。
- ・ 申請者が、近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と、意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等養成確保資金に限る。）
- ・ 申請者が、沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合、中心人物の有無、構成員の数からみて、当該団体が貸付の対象として適当な規模、実態を有するかどうか。

3 支庁長は、規則第6条第3項の規定による認定申請についての適否に関する意見を添付するに当たり、事前に沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を徴収するものとする。

4 前項の沿岸漁業改善資金運営協議会に関する事項は、別に定める。

(貸付資格の認定申請等)

第9条 規則第6条第4項の知事が必要と認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合が資金の貸付けを受けようとする場合
  - (2) 資金の貸付けを受けようとする者の住所地又はその近隣に、事務委託機関等が無い場合
  - (3) 規則第1条の2第1項第1号の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が資金の貸付けを受けようとする場合
  - (4) 規則第1条の2第1項第2号の促進事業者（以下「促進事業者」という。）が資金の貸付けを受けようとする場合
  - (5) 農林水産省共通申請サービス、東京共同電子申請・届出サービス（いずれも当該申請等が当該サービスの対象として登録されている場合に限る。）、電子メール及びその他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により申請を行う場合
- 2 同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付内容（自動操だ装置等ごとの種類をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（NOx等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合
  - (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
  - (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
  - (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
  - (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を都道府県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
  - (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
  - (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
  - (8) 借受者が災害をうけ、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
  - (9) 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
  - (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合
- 3 第2条(4)の1に係る貸付けにおいては、原則として新品をその対象とするが、機関の有効利用を図る観点等から必要があると認められる場合は、中古品をその対象とすることができるものとする。この場合、他に定めるもののほか、その取扱基準は次のとおりとする。
- (1) 第7条第3項に定める書類のほか、次の2点が添付されていること
    - ア 正規販売店の稼動証明書
    - イ 機関の取替えの場合は、旧機関の型式が分かる書類
  - (2) 償還期間は正規販売店により稼動が証明された年数を超えないこと

（貸付資格の認定及び貸付けの決定）

- 第10条 都は、規則第7条第2項及び第9条第2項に規定する貸付資格の認定に当たっては、別に定める沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にして、適否を決定するものとする。なお、規則第7条第2項に規定する貸付資格の認定及び貸付けの可否を決定する場合、都は貸付資格の認定の審査と貸付けの審査を一体的に行うものとする。
- 2 規則第7条第3項の規定により貸付資格を認定し、貸し付けるものと決定したときの通知は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書及び連絡書によることとし、同項の貸付資格を認定せず貸し付けないものと決定したときの通知は、沿岸漁業改善資金貸付不適格通知書（別記第4号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付不適格連絡書（別記第5号様式）によることとする。

- 3 規則第9条第3項の規定により貸付資格を認定したときの通知は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書及び連絡書によることとし、同項の認定しないものと決定したときの通知は、沿岸漁業改善資金貸付不適格通知書（別記第4号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付不適格連絡書（別記第5号様式）によることとする。
- 4 前二項に定める通知は、規則第6条第4項により貸付申請書を事務委託機関等以外の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を経由して提出した場合は、その経由した漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下、「経由漁業協同組合等」という。）に対しても行うものとする。

（融資機関による貸付け）

- 第11条 融資機関は、規則第9条第1項の規定による借入申込書の提出を受けたときは、資金の貸付けに係る審査を行う。
- 2 融資機関は、資金を貸し付けるものと決定したときは、規則第9条第4項の規定により都貸付金の貸付を申請し、資金を貸し付けないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（都貸付金貸付不適格の通知）

- 第12条 規則第9条第5項の規定により都貸付金を貸し付けないものと決定したときの通知は、沿岸漁業改善資金都貸付金貸付不適格通知書（別記第6号の1様式）、沿岸漁業改善資金都貸付金貸付不適格連絡書（別記第6号の2様式）によることとする。

（借用証書の提出）

- 第13条 都による貸付けを希望する者は、知事の定める期限までに規則第7条第4項の規定により借用証書を提出しなければならない。なお、この場合において、借受者及び連帯保証人の印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）を各1通添付するものとする。
- 2 原則として、1の期限内に借用証書の提出がない場合には、知事は当該貸付を取り消すことができるものとする。

（保証意思宣明公正証書の提出）

- 第14条 都による貸付けを希望する者の連帯保証人のうち別に定める者は、民法第465条の6に定める保証意思宣明公正証書を作成し、知事の指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 原則として、1の連帯保証人が知事の指定する期日中に保証意思宣明公正証書を作成しない場合又は1の期限内に保証意思宣明公正証書を提出しない場合には、知事は当該貸付を取り消すことができるものとする。

（貸付金の交付）

- 第15条 都から借受者への貸付金の交付は、事務委託機関等の口座を経由して借受者の貯金口座への口座振込みにより行うものとする。
- 2 借受者は、事務委託機関等に資金に係る貯金口座を開設するものとする。

（資金管理）

- 第16条 借受者が個人の場合、事務委託機関等は、借受者に対し沿岸漁業改善資金に係る当該借受者の貯金口座から払い出すに当たっては、その用途を確認のうえ払出すものとする。なお、その証拠書類（契約書、納品書、請求書、領収書等）は、貸付金の償還が完了した後3年の間、借受者又は事務委託機関等で整理保管するものとする。
- 2 借受者が団体の場合も個人の場合と同様であるが、特に会計諸帳簿の整理を行い、金銭の収支を明確にするとともに、役員会、総会の決定事項に関しても、明確に記録保存しておくものとする。
  - 3 規則第16条及び委託に関する規則第1項により沿岸漁業改善資金事務委託契約を締結した事務委託機関及び事務再委託機関は、次のとおり事務手続を行うものとする。
    - (1) 事務委託機関は、知事から所定の償還について歳入調定を行った旨の通知を受けたときは、所定の期日までに償還できるよう、委託に関する規則第2項により、納入通知書を事務再委託機関

又は借受者に通知するものとする。

(2) 事務再委託機関は納入通知書を借受者に通知するものとする。

(事業実施報告書等)

第 17 条 借受者は、規則第 10 条第 2 項の規定による事業実施報告書に、次の書類を添えて貸付決定機関に提出しなければならない。なお、研修教育資金にあつては、研修終了報告書（別記第 1 号様式）をもって代えるものとする。

(1) 事業実施報告書の裏付けとなる契約書、納品書、請求書及び領収書（写し）等、事業結果の明細を明らかにする書類

(2) 規則第 10 条第 6 項に規定する証明書等の写し

2 事務委託機関等又は経由漁業協同組合等は、借受者から事業実施報告書の送付を受けたときは、報告書の内容及び前項の添付資料等により事業実施の確認を行うとともに、同報告書中第 4 の「事業費等の確認」の証明をして支庁又は融資機関へ送付するものとする。ただし、都から直接貸付けを受けた場合で、電子処理システムにより借受者が前項の提出をするときは、事務委託機関等又は経由漁業協同組合等は係る証明をして借受者に送付し、借受者から支庁へ送付するものとする。

3 融資機関から規則第 10 条第 3 項の規定による都貸付金事業実施報告書（事業実施報告書及び添付書類の写しを含む）の提出があつたときは、農林水産部長は支庁へ写しを送付するものとする。

4 支庁長は、第 2 項の規定により事務委託機関等又は経由漁業協同組合等を経由して若しくは借受者から直接事業実施報告書の提出があつたとき又は前項の規定により事業実施報告書の写しの送付を受けたときは、次の諸点に留意して貸付対象事業の実施についての審査を行うとともに、沿岸漁業改善資金借受者調査書（別記第 7 号様式）を速やかに作成し、知事に送付するものとする。なお、同調査書第 3 の「今後の指導留意事項」には、貸付事業の導入目的の達成状況を踏まえて具体的指導事項を記載するなど貸付事業の確認に資するようにし、指導等の実効性を高めるよう十分な調査を行うこととする。

(1) 事業実施報告書に記載された事項についての審査（領収書等の審査を含む）

(2) 現地の実施状況の確認（特に漁業経営開始資金）。ただし、事務再委託機関を経由したものを除く。

(3) 実績事業費が貸付金額を下回る場合の当該差額の繰上償還又は期限前償還の徹底の指導

(4) 機器等の購入、設置時期等が、対象外貸付け、事前着工、目的外使用、事業未実施等になっていないかどうかの確認

(期限前償還)

第 18 条 借受者は、事業が当初の計画どおり実施できず、計画を中止、廃止又は変更を生ずる事情が生じたときは、速やかに沿岸漁業改善資金に係る事業中止（廃止）報告書（別記第 8 号様式）又は事業計画変更承認願（別記 9 号様式）を貸付決定機関に提出するものとする。

2 都から直接貸付けを受けた場合で、知事が期限前償還の必要があると認めたときは、これを期限前償還させるものとする。融資機関から貸付けを受けた場合で、融資機関が期限前償還の必要があると認めたときは、借受者から提出のあつた沿岸漁業改善資金に係る事業中止（廃止）報告書又は事業計画変更承認願の写しを知事に提出し、借受者へ期限前償還請求する旨を通知するものとする。

(事業実施期間の延長)

第 19 条 借受者は、規則第 10 条第 1 項のただし書による知事の承認を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金事業実施期間延長承認申請書（別記第 10 号様式）を貸付決定機関に提出しなければならない。

(償還の方法)

第 20 条 都から直接貸付けを受けた場合の貸付金の償還は、借受者の貯金口座から事務委託機関等の口座への振込みにより行うものとする。

2 規則第 11 条の均等年賦支払の算出に当たり、償還金の単位は千円とし、端数が生じたときは、こ

れを第1回の償還金に加算するものとする。

3 償還期日は、資金の交付に合わせて償還期日を定めるものとする。

4 償還金（都貸付金を含む）、繰上償還金又は期限前償還の払込みは、納入通知書により行うものとする。

（償還の猶予）

第21条 規則第14条第1項の規定により、知事が償還猶予を認める理由は、次の表の左欄に掲げる区分のものとし、これらの理由により著しい損失を被り、当該年度の約定償還金の支払に当たって、他に調達方法がないものとする。

2 規則第14条第2項の規定により、借受者が償還猶予の申請をしようとするときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる証明書を添付するものとする。

区分		証明書
1. 暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害		区市町村長の証明書
2. 火災		消防署長の証明書
3. 盗難		警察署長の証明書
4. 借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又は借受者と住居及び生計を一にする親族の疾病又は負傷及び死亡	疾病又は負傷	医師の証明書
	死亡	区市町村の発行する除籍謄本

3 知事は、規則第14条第4項の規定による償還猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を沿岸漁業改善資金償還猶予不承認通知書（別記第11号様式）により当該申請者に、また、その旨を沿岸漁業改善資金償還猶予不承認連絡書（別記第11号の2様式）により各該当関係機関に通知するものとする。

4 知事は、規則第14条第6項の規定による償還猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を沿岸漁業改善資金都貸付金償還猶予不承認通知書（別記第12号様式）により融資機関に通知するものとする。

5 償還猶予の金額は、必要最小金額とし、償還猶予の期間は原則として1年を超えない必要最小期間とする。

（借受者等の変更）

第22条 借受者が死亡した場合、相続人は名義変更届（別記第13号様式）に死亡届の写、相続人の住民票、印鑑証明書を添付して、貸付決定機関に提出するものとする。ただし、都から直接貸付けを受けた場合で、電子処理システムによるときは、相続人及び連帯保証人が名義変更届（別記第13号の2様式（甲）及び（乙））を知事へ提出するものとする。

2 借受者が団体であって、代表者交替により借受代表者の変更を必要とする場合、新代表者は代表者変更届（別記第14号様式）を、法人にあっては登記簿抄本、法人以外の団体にあっては代表者の住

民票及び印鑑証明書を添付して、貸付決定機関に提出するものとする。ただし、都から直接貸付けを受けた場合で、電子処理システムによるときは、新代表者及び連帯保証人が代表者変更届（別記第14号の2様式（甲）及び（乙））を知事へ提出するものとする。

- 3 借受者及び保証人が住所を変更した場合には、住所変更届（別記第15号様式）に住民票を添付して、貸付決定機関に提出するものとする。
- 4 前3項に係る書類が融資機関に提出された場合は、融資機関は知事へその旨を通知し、提出された書類（添付書類含む）の写しを知事へ提出するものとする。ただし、保証人の住所変更に係るものは除く。
- 5 事務委託機関等は、保証人の追加若しくは交替を借受者に対して要求する必要があると認めるとき、その他貸付金の保全上必要な事項があると認めるときは、知事に報告するものとする。

#### （借受辞退）

第23条 貸付申請者は、貸付決定通知を受領後において借受辞退をする場合には、貸付決定取消申請書（別記第16号様式）を貸付決定機関に提出するものとする。

- 2 前項に係る書類が融資機関に提出された場合は、融資機関は知事へその旨を通知し、提出された書類（添付書類含む）の写しを知事へ提出するものとする。

#### （繰上償還の手続）

第24条 借受者が、規則第11条第1項の規定により、貸付決定に基づく約定償還日の到来を待たずに、資金の一部又は全部を繰上償還しようとするときは、あらかじめ沿岸漁業改善資金繰上償還届（別記第17号様式）を、貸付決定機関に提出するものとする。

- 2 融資機関が沿岸漁業改善資金繰上償還届を受領したときは、速やかに沿岸漁業改善資金都貸付金繰上償還届（別記第18号様式）を知事に提出するものとする。

#### 附 則

1. この要綱は、昭和54年11月12日から適用する。

#### 附 則

1. この要綱は、昭和55年9月20日から適用する。
2. この要綱の適用前に、この要綱による改正前の事務処理要綱に基づき貸付けをしたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

#### 附 則

1. この要綱は、昭和60年11月20日から適用する。
2. この要綱の適用前に、この要綱による改正前の事務処理要綱に基づき貸付けをしたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成2年1月23日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成2年7月26日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成3年7月25日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年10月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年12月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月14日から適用する。

2 この要綱の適用前に、この要綱による改正前の事務処理要綱に基づき貸付けをしたものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の事務処理要綱の様式(この要綱により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から適用する。

## 別表

区分	種類
魚類	あいご あいなめ あじ類 あなご あまだい あゆ いさき いしだい うなぎ かさご類 かれい きす きゅうりうお類 こい類 さけ類 さより すずき てらびあ どじょう なまず にべ たい類 とらふぐ はぎ類 はげ はたはた はた類 はまふえふき ひらめ ぶたい べら ペリやじ ぼら まぐろ めじな
貝類	あかかい あさり あわび いかい いたやかい類 かき さざえ さるぼう しじみ 真珠母貝 たにし とこぶし とりがい ばい はまぐり ほっきがい みるくい
藻類	あらめ いぎす くびれずた こんぶ のり ひじき ぶのり ひとえぐさ まつも もずく わかめ
甲殻類	いせえび がざみ くるまえび類 けがに しゃこ ずわいがに てながえび ほっかいえび もくずがに めかえび
頭足類	いか たこ
その他	いわむし うに えらこ ごがい すつぽん なまこ ほや